

指定（介護予防）訪問リハビリテーション重要事項説明書

令和6年6月1日現在

指定（介護予防）訪問リハビリテーションの開始にあたり、説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者

事業者	社会医療法人玄真堂
事業者所在地	〒871-0012 大分県中津市大字宮夫 14 番地 1
電話番号	0979 - 24 - 0464
代表者	理事長 川畷真人

2. 事業所の概要

(1) 名称等

事業所名	川畷整形外科病院
管理者名	院長 川畷真之（医師）
所在地	〒871-0012 大分県中津市大字宮夫 17 番地
電話番号	(代) 0979 - 24 - 0464 直通 090 - 4514 - 6390
F A X 番号	(代) 0979 - 24 - 6258 直通 0979 - 24 - 3971
事業所指定番号	4410312682
サービス提供地域	中津市（旧耶馬溪町、旧山国町は除く） 宇佐市（旧宇佐市の駅館川から西側の地域） 築上郡吉富町、築上郡上毛町、豊前市

(2) 営業時間

営業日時	月曜日 ～ 金曜日 : 8時30分 から 17時30分まで 土曜日 : 8時30分 から 12時30分まで
------	--

※ 日曜日と祝日、年末年始（12月30日から1月3日まで）は、休業です。

(3) 職員体制

職種	人数	勤務体制	業務内容他
医師	1名	常勤	医学的管理
理学療法士	2名	常勤兼務	(介護予防)訪問リハビリテーションの提供 かわしま訪問看護リハビリステーションでの訪問看護との兼務
	1名	非常勤兼務	
作業療法士	1名	常勤兼務	

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とします。

(2) 運営方針

介護保険法第4条に基づき、事業者と利用者及び利用者家族は、互い協働して利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、(介護予防)訪問リハビリテーションを計画的に行い、生活さらに人生の質を向上させるべく努めます。

4. 利用料等

(1) 利用料金

介護報酬告示額のうち介護保険負担割合証に記載された負担割合の額となります。

介護報酬告示額が改定される場合は、事前に説明し同意を得ます。

介護保険給付の範囲を超えた分は、全額利用者負担となります。

[訪問リハビリテーション費]

	介護報酬告示額	負担割合		
		1割の場合	2割の場合	3割の場合
1回につき (20分以上)	3,080円	308円	616円	924円
2回につき (40分以上)	6,160円	616円	1,232円	1,848円

[介護予防訪問リハビリテーション費]

	介護報酬告示額	負担割合		
		1割の場合	2割の場合	3割の場合
1回につき (20分以上)	2,980円	298円	596円	894円
2回につき (40分以上)	5,960円	596円	1,192円	1,788円

* (介護予防)訪問リハビリテーションは、同日に2回までとし、1週に6回が限度となります。
 ただし、退院(所)の日から起算して3月以内に医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、週12回まで可能です。

* 介護予防訪問リハビリテーション費は、開始月から12月を超えて行う場合は、1回につき300円減算されます。

ただし、入院による中断があり、かつ医師の指示内容に変更がある場合は、新たな利用が開始されたとの扱いとなり、その開始月から新たに利用月の起算をします。また、12月を超えた場合であっても3ヶ月に1回以上、リハビリに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有しリハビリテーション会議を実施します。リハビリ計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの提供に当たり当該情報その他リハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用することで、減算対象となりません。

[加算 料金]

項目	介護報酬 告示額	負担割合		
		1割の場合	2割の場合	3割の場合
サービス提供体制強化加算 (1回につき)	60円	6円	12円	18円
短期集中リハビリテーション加算 (1日につき)	2,000円	200円	400円	600円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (週に2回まで)	2,400円	240円	480円	720円
リハビリテーションマネジメント加算 (イ) (介護のみ1月につき)	1,800円	180円	360円	540円
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) (介護のみ1月につき)	2,130円	213円	426円	639円
医師によるリハビリテーション計画書の説明	2,700円	270円	540円	810円
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
移行支援加算 (介護のみ1日につき)	170円	17円	34円	51円
口腔連携強化加算 (1月に1回)	500円	50円	100円	150円
診療未実施減算 (1回につき)	500円	50円	100円	150円
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1/100を減算			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1/100を減算			

* 利用者毎に該当する項目を算定します。

(2) その他の費用

(介護予防)訪問リハビリテーション提供地域にお住まいの方の交通費は無料です。

サービス提供地域以外の方の場合は、事業所の規定に則り実費をいただきます。その際には事

前に説明し、同意を得ます。

訪問時に有料の駐車場を使用する場合の料金は、利用者負担となります。

(介護予防) 訪問リハビリテーションの利用には、医師による診療が必要となります。その際の費用は利用者負担となります。また、(介護予防) 訪問リハビリテーションの利用に当たり、他医療機関から川島整形外科病院に対し、診療情報提供を受ける場合の費用も、利用者負担となります。

(3) キャンセル料

利用休止の連絡がなく理学療法士又は作業療法士（以下「理学療法士等」とする。）が訪問した後利用休止となった場合には、利用した際の介護報酬に当たる(介護予防) 訪問リハビリテーション費の50%をキャンセル料として徴収させていただきます。これは公費負担による利用であっても、同様とさせていただきます。

従いまして、利用を休む場合は、理学療法士等が訪問する前に連絡をお願いします。

なお、急変等やむを得ない場合は、キャンセル料はいただきません。

(4) 料金の支払い方法

毎月の利用料は、月初めに前月分の請求額をお知らせします。

月末までに現金での支払いをお願いします。

5. (介護予防) 訪問リハビリテーションの終了

(介護予防) 訪問リハビリテーション契約書の第11条、第12条、第13条の事項に基づき、(介護予防) 訪問リハビリテーションの利用は終了となります。利用終了の際は、居宅介護支援事業者へ連絡します。

利用終了後は、1週間以内にそれまでの利用料の支払いをお願いします。

6. (介護予防) 訪問リハビリテーションの提供

理学療法士等は、医師の診療に基づく(介護予防) 訪問リハビリテーション指示書をもとに、利用者の心身の状況、病歴、住宅等のその置かれている環境を把握し、居宅サービス計画が作成されている場合はそれを踏まえて(介護予防) 訪問リハビリテーション目標を設定し、(介護予防) 訪問リハビリテーション計画書を作成します。

訪問リハビリテーション計画書作成において、利用契約中もしくは契約前に医療機関にてリハビリテーション等を行っていた場合は、安全に連続的に訪問リハビリテーションを実施する観点から、当該医療機関と情報連携を図り、リハビリテーション計画書作成のために当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書の入手等の情報収集をします。

また、科学的介護推進のため訪問リハビリテーション計画書等を匿名化した情報を厚生労働省に提出し、訪問リハビリテーション計画の質の向上に努めます。

そして、訪問リハビリテーション計画書を利用者又はその家族に対し説明し同意を得て交付します。

提供した(介護予防) 訪問リハビリテーションの内容は、(介護予防) 訪問リハビリテーション

活動記録に記入し、日々の(介護予防)訪問リハビリテーション終了時に、利用者又はその家族に確認の署名又は捺印をいただきます。

訪問日や訪問時間は、担当の介護支援専門員が作成するサービス利用票の通りですが、その日時を変更する場合には、事前に連絡をして承認を得ます。

7. 緊急時の対応

(介護予防)訪問リハビリテーションの提供中に、利用者の状態に急変が生じた場合や、その他事故やけが等急を要する場合は、速やかにかかりつけ医等に連絡を取り、必要な措置を講じます。

8. 個人情報の取り扱い及び秘密保持

理学療法士等は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者やその家族の秘密は漏らすことはありません。なお、(介護予防)訪問リハビリテーションの終了後も、また理学療法士等が退職した後も同様です。

利用者やその家族の個人情報を用いる場合には、法人の定める利用目的に則ってのみ行います。

9. 感染症の予防や拡大防止

感染症の発生及びまん延等に関して法令に従い必要な措置を講じます。

新型ウィルスやインフルエンザ等の呼吸器感染症やノロウィルス等による急性胃腸炎等の様々の感染症の予防や拡大防止のために、以下の点にご協力をお願いします。

- ① 利用者や同居の家族には、常日頃から手洗いや手指消毒、うがい、咳エチケット等の感染予防や日々の体温測定等の健康管理をお願いします。
- ② 訪問日の朝の体温測定で、37度以上ある時は、事前に状態等の連絡をお願いします。
さらに、訪問日に関わらず利用者や同居の家族に発熱等の感染症を疑う症状があった時も職員が訪問する前に同様に連絡をお願いします。
連絡いただいた際の状況に応じて主治医と連携を図ります。また、その状況によっては、サービス内容の変更や休止等を行います。
- ③ 感染症の予防のため、職員は処置及びケアの前後に手洗いをさせていただきます。
- ④ 呼吸器感染症の流行期や咳がある時には、利用者や同居の家族にも職員の訪問時には、マスクの着用をお願いします。
- ⑤ 状況に応じて、職員はマスク、ゴーグル等の防護用品等を使い(介護予防)訪問リハビリテーションを提供します。
- ⑥ 利用者や同居の家族が感染症の流行拡大地域へ出かける場合や、感染症の流行拡大地域からの来訪者と面会された場合には連絡をお願いします。

10. 事業継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続計画(BCP)を策定し、研修や訓練等必要な措置を講じます。

11. 人権擁護と虐待防止および身体的拘束等の適正化について

利用者の人権擁護と虐待等の防止および身体的拘束等の適正化のため責任者を設置します。

虐待防止及び身体的拘束等に係る指針を整備し、虐待防止ならびに身体的拘束等適正化のための委員会の開催や従業者への研修を行います。

その他虐待防止、身体的拘束等適正化のために必要な措置を取ります。

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の生活の自由を制限する身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

また、職員または利用者の家族等高齢者を擁護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止、身体的拘束等に関する責任者	訪問リハビリテーション科 主任 中野達也
--------------------	----------------------

12. その他の事項

(1) 医師への受診

(介護予防) 訪問リハビリテーションは、医師の診療に基づき実施します。

(介護予防) 訪問リハビリテーションの提供期間は、医師の最終診察日より3ヵ月までです。

3ヵ月後も継続して(介護予防) 訪問リハビリテーションを利用する場合は、最終診察日から3ヵ月以内に、医師の診察を受ける必要があります。

3ヵ月を超えた場合は、医師の診察を受けるまで休止します。

医師の最終診察日から3ヵ月以内に、医師の診察を受けられない場合は、必ず連絡を下さい。

医師の診察を受けずに(介護予防) 訪問リハビリテーションを実施した場合、保険請求ができませんので、全額利用者負担となります。

(2) (介護予防) 訪問リハビリテーションの提供に関する事項

① 事業所の体制について

当事業所では、全職員が利用者すべてに対して(介護予防) 訪問リハビリテーションができるように体制を整えています。

当事業所は研修施設に指定されています。そのため、研修医や学生等の教育研修の目的で同行訪問する場合があります。

② 訪問日時等の変更について

訪問日時は居宅介護支援事業者が作成したサービス利用票の通りですが、台風や積雪等の天候やその他の事情により訪問日時を変更する場合があります。その際は事前に連絡をします。

交通事情等により、訪問の予定時刻より遅れる場合には、速やかに連絡します。

③ ペットについて

適切に(介護予防)訪問リハビリテーションを提供するために、訪問中はペットにリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋で保護する等の配慮をお願いします。

職員が万一ペットに咬まれた場合には、治療費等のご相談をさせていただくことがあります。

④ 写真や動画の撮影、録音、インターネット等への掲載について

(介護予防)訪問リハビリテーション中の写真や動画の撮影、又は録音等を行うこと、それらをインターネット等に掲載する際には事前に事業者にご連絡いただく必要があります。

⑤ 職員の個人情報について

(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に関係ない職員の個人情報(生年月日や住所、電話番号、メールアドレス等)は教えることはできません。

⑥ ハラスメント対策について

ハラスメント対策として、その防止に努め、発生した場合には適切な対応をします。

また、利用者や家族との信頼関係を築き、その上で質の高い(介護予防)訪問リハビリテーションを提供するために、職員に対する強要や嫌がらせ、誹謗中傷、暴言暴力、ハラスメント等の行為がないようお願いします。職員へのハラスメント等により、適切に(介護予防)訪問リハビリテーションの提供ができない状況になった場合には、訪問(介護予防)訪問リハビリテーションの提供の中断や契約を解除することもあります。

⑦ 職員に対するお心遣いについて

職員が飲食物や贈り物等を受けることは禁止しております。

職員に対するお心遣いはないようにお願いします。

13. 相談や苦情窓口

(介護予防)訪問リハビリテーションに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当・責任者	訪問リハビリテーション科 主任 中野達也
ご利用時間	月曜日から金曜日(祝日、12月30日から1月3日は除く) 9時 から 17時 まで
連絡先電話番号	電話 090 - 4514 - 6390

居住地の市町村窓口及び次の機関においても相談苦情を伝えることができます。

福岡県介護保険広域連合会(豊築支部)	0979 - 84 - 1111
大分県国民健康保険団体連合会	097 - 534 - 8470